単　位　事　務　名	
就　学　支　援　金	
根拠及び参考法令	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 公立学校等に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 鹿児島県市立高等学校等就学支援事業交付金交付要綱 県高立高等学校等就学支援金交付要領及び県公立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領の一部改正について（通知） 【平成27年3月31日付　鹿教総第793号（総務福利課扱い）】
項　目	処　理　方　法
目　的	高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより，高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り，もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 【就学支援金の支給に関する法律第1条】
受給資格及び就学支援金の支給の制限	1　高等学校支援金は（以下「就学支援金」という。）は，高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し，当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは，これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。 2　就学支援金は，前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは，支給しない。 （1）高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者 （2）高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制･通信制は48月)を超える者 期間は，その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあっては，一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。 （3）保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者 保護者等の収入の状況に照らして，就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者（保護者等の世帯年収が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額で50万7000円以上の者） （4）単位制高校において通算74単位，年間30単位を越える者 【就学支援金の支給に関する法律第３条】
受給資格の認定	就学支援金の支給を受けようとするときは，文部科学省令で定めるところにより，その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは，その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて，当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては，都道府県教育委員会）に対し，高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し，その認定を受けなければならない。 【 就学支援金の支給に関する法律第４条】
就学支援金の額	1　就学支援金は認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその月において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について，月を単位として支給されるものとし，その額は，一月につき，支給対象高等学校

項　　目	処　　理　　方　　法
	等の授業料の月額に相当する額（その額が支給対象高等学校等の設置者，種類及び課程の区分に応じて政令で定める額（以下「支給限度額」という。)を超える場合にあっては，支給限度額)とする。 ２　支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であって，その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については，同項中「定める額」とあるのは，「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。 ３　支給限度額は，地方公共団体の設置する高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。 【就学支援金の支給に関する法律第５条】
就学支援金の支給	１　都道府県知事（地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては，都道府県教育委員会。以下同じ）は受給権者に対し，就学支援金を支給する。 ２　就学支援金の支給は，受給権者が認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき，受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは，その翌月）から始め，当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 ３　受給権者がやむを得ない理由により認定の申請をできなかった場合において，やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は，やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして，前項の規定を適用する。 ４　前三項に定めるもののほか，就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は，文部科学省令で定める。 【就学支援金の支給に関する法律第６条】
代理受領等	支給対象高等学校等の設置者は，受給権者に代わって就学支援金を受領し，その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。 【就学支援金の支給に関する法律第７条】
就学支援金の支給停止	１　就学支援金は，受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において，受給権者が，文部科学省令で定めるところにより，支給対象高等学校等の設置者を通じて，都道府県知事に申し出たときは，政令で定めるところにより，その支給を停止する。 ２　前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は，高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制･通信制は48月)を超える者の期間の計算については，その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。 【就学支援金の支給に関する法律第８条】
支払の一時差止め	受給権者が，正当な理由がなく保護者等の収入の状況に関する事項の届出をしないときは，就学支援金の支払を一時差し止めることができる。 【就学支援金の支給に関する法律第９条】
支払の調整	就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず，就学支援金の支給としての支払が行われたときは，その支払は，その後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における当該超過額の支払いについても，同様とする。 【就学支援金の支給に関する法律第10条】

項　　目	処　　理　　方　　法
不正利得の徴収	1　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは，都道府県知事は，国税徴収の例により，その者から，その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は，国税及び地方税に次ぐものとする。 【就学支援金の支給に関する法律第11条】
受給権の保護	就学支援金の支給を受ける権利は，譲り渡し，担保に供し，又は差し押さえることができない。 【就学支援金の支給に関する法律第12条】
届　　出	受給権者は，文部科学省令の定めるところにより，都道府県知事に対し保護者等の収入状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。 【就学支援金の支給に関する法律第17条】